

## 「マンガン及びその化合物」の管理濃度等の見直しについて

### 対象物質の概要

物質名	主な用途 生産・輸入量	管理濃度	日本産衛学会、 ACGIH
マンガン及びその化合物 (塩基性酸化マンガンを除く。)	ステンレス、特殊鋼の脱酸および添加材、アルミニウム、銅などの非鉄金属の添加材および溶接棒の被覆材用が主で化学用は全体の5%前後である。 (2016年版16716の化学商品、化学工業日報社)	0.2mg/m <sup>3</sup> (マンガンとして) (2004年改定)	○日本産業衛生学会：許容濃度 0.2mg/m <sup>3</sup> (2008年提案)
	輸入量：72,906,856kg(2014年)		○ACGIH：0.02mg/m <sup>3</sup> (吸入性) 0.1mg/m <sup>3</sup> (インハラブル) (2013年設定) ○EC：0.05mg/m <sup>3</sup> (吸入性) 0.2mg/m <sup>3</sup> (インハラブル) (2011年設定)

### 管理濃度、測定方法及び局所排気装置の性能要件（案）

物質名	管理濃度（案）	測定方法（案）	局所排気装置の 性能要件・稼働要件（案）
マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）	マンガンとして 0.02 又は 0.05 mg/m <sup>3</sup> (吸入性)	ろ過捕集方法－原子吸光分析方法	抑制濃度による (管理濃度と同じ値)
	マンガンとして 0.1 又は 0.2 mg/m <sup>3</sup> (インハラブル)	ろ過捕集方法－原子吸光分析方法	
	マンガンとして 0.2 mg/m <sup>3</sup> (現行)	ろ過捕集方法－原子吸光分析方法又は ろ過捕集方法－吸光光度分析方法(現行)	